

2026.6月号 第480号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町19番1号

ステーションヒル枚方6階

TEL 072・844・2433 FAX 072・843・5501

まずは電話でご相談ください

相談専用ダイヤル：072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

困ったら
ご相談を！

枚方市立消費生活センターへのご相談については、まずは電話でご相談ください。

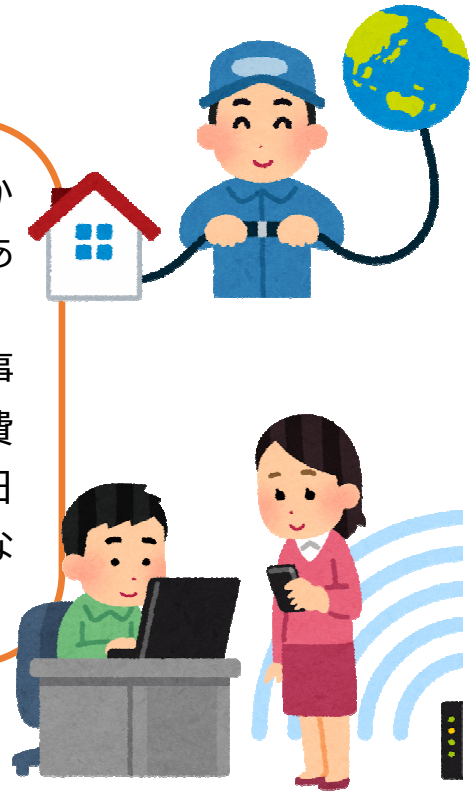
光回線の契約トラブルに注意！

電話や訪問による光回線工事の勧誘に関する相談が多く寄せられています。

相談事例

現在契約している事業者を名乗って「通常数千円かかる光回線を新しくする工事が今だけ無料」と電話があり、無料ならと思い申し込んだ。

数日後、申込書が送付されてきたが、送付元は契約事業者とは別会社だった。申込書の明細には室内工事費約3万円と記載があり、工事業者から「工事日が明後日に決まった」との連絡があった。契約内容がはっきりしないので解約したい。(60歳代)



アドバイス

- ・電話や訪問で勧誘された際は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。
- ・光回線サービスの電話勧誘の場合、原則、契約前に書面を交付し、料金や条件を説明する義務が事業者にあります。事業者へ書面を求め、改めて説明を受けたうえで必要な契約か判断しましょう。訪問勧誘の場合も、きちんと説明を受けて慎重に検討しましょう。
- ・必要がなかったり、説明を受けても内容が分からない場合は、きっぱり断りましょう。

※不安に思ったりトラブルになった場合には、

まずは電話で消費生活センターにご相談ください。



*「くらしの赤信号」は、地域啓発リーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

⚠️ 蛍光灯からLEDに交換する際の事故に注意 ⚠️

2027年末までに、一般照明用蛍光灯ランプの製造が終了します。蛍光灯をLEDに変更する際、「蛍光灯器具ごと交換する方法」と「ランプだけを交換する方法」があります。ランプだけを交換し、古い蛍光灯器具を使い続けると、発煙・発火のおそれがあります。

<事件事例>

- ・蛍光灯器具を使用中に、LED ランプを焼損する火災が発生
→15年以上使用している蛍光灯器具に LED ランプを取り付けて使用したため、異常な電流が発生し、焼損したものと考えられます。

～気をつけるポイント～

- 蛍光灯などの照明器具は、**寿命(耐用年限)**があることを理解する
蛍光灯器具は、電気部品を内蔵した「電気製品」のため、外観に異常がなくても内部では劣化が進行している場合があります。発煙や発火などの事故に至るおそれがあります。
- 器具の使用年数が**10年を超えている場合、「器具ごとLEDに交換」**を検討する
(一社)日本照明工業会では、8～10 年を「適正交換時期」、15 年を「耐用の限度」としています。蛍光灯器具の製造年が10年を超えている場合、蛍光灯器具ごと LED に交換することを検討しましょう。

参考資料:独立行政法人製品評価技術基盤機構[NITE(ナイト)]

【5月号に関する訂正とお詫び】

裏面の「乳幼児のシール誤飲に注意！」中段の「～気をつけるポイント～」の内容に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

(誤)4cmを超える物はすべて子どもが飲み込むリスクがあります。

(正)**4cm未満の物は**すべて子どもが飲み込むリスクがあります。

■消費生活セミナー

「家庭で実践できる省エネのコツ」

日時:令和8年**6月25日(木)**

午前10時00分～11時30分

講師:一般財団法人 省エネルギーセンター

場 所:総合文化芸術センター別館4F 第5会議室

対 象:市内在住・在職・在学の方

参加費:無料

定 員:30人(事前申し込み制、先着順)

手話/保育(1歳以上の未就学児、先着5人)

いずれも**6月8日(月)**までに要予約

申 込:**6月1日(月)午前10時00分から**

市ホームページの専用フォームまたは電話・FAX

電話 **072・844・2433** FAX **072・843・5501**

お申込みは右記
QRから→



『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号(188)で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。